

令和4年8月4日

内閣府

特命担当大臣(防災) 二之湯 智 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 トシ子



令和5年度予算・政策に関する要望書

近年、大規模自然災害が頻発し、かつ激甚化、多様化する中、社会や地域で看護に対するニーズは、ますます高まっています。

本会および都道府県看護協会は、看護職能団体として、国や都道府県、関係団体等とも連携を図りながら、大規模災害発生時には看護職員の使命に支えられて看護支援活動を展開しており、被災地域への対応に貢献しています。

国において、災害時の保健医療活動体制の整備が進められてきている一方、有事の際に、必要なところへ適切な支援を安定的に届けることができる看護支援体制の構築が急がれます。

つきましては、大規模自然災害下においても看護の力を発揮し、被災者の健康と暮らしを守るため、以下の要望事項の推進をお願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 災害時における被災地での看護支援体制の仕組みの整備

1. 災害時における被災地での看護支援体制の仕組みの整備

- 自然災害が頻発化・激甚化・多様化する中においても、被災地での看護ニーズに応えるため、
 - 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)において、医療は「救護班において行う」と規定されているが、この「救護班」には看護職チームも含む解釈・運用とされたい。
 - 事前に施設登録された医療機関等から看護職チームが応援派遣された場合に、応援派遣に要した費用が当該医療機関等に支弁されるよう、必要な措置を講じられたい。

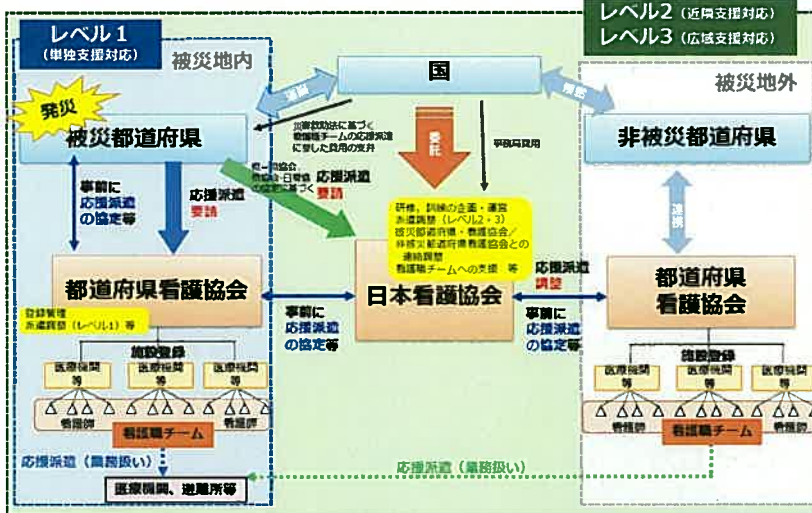
災害時の看護ニーズに応えるために ～被災地では、看護の様々な力が必要とされている～

災害時、看護職は、人々の生命と暮らしを守るための支援を実施

- 看護職は、災害のフェーズに応じて、状況に応じた様々な役割を担っている
- 東日本大震災以降、看護協会は毎年「災害支援ナース」を被災地に派遣しており、大規模災害下において看護に対するニーズが高いことは明らか
- 一方、現行の「災害支援ナース」の仕組みは、個人が休暇を取得して活動したり、業務扱いであっても派遣に係る費用は所属施設の持ち出しとなっている

都道府県地域防災計画
 > 「看護協会」の記載あり：45県
 > 都道府県看護協会が「指定地方公共機関」に指定：37県

日本看護協会が提案する看護職チームによる応援派遣スキーム(案)



近年の災害支援ナース活動実績

時期	災害名
2011年3月	東日本大震災
2012年7月	九州北部豪雨
2013年7月	山口島根豪雨
2014年8月	平成26年8月豪雨
2015年9月	平成27年9月関東・東北豪雨
2016年4月	平成28年熊本地震
2016年10月	鳥取県中部地震
2017年7月	九州北部豪雨
2018年7月	平成30年7月豪雨
2018年9月	平成30年北海道胆振東部地震
2019年8月	令和元年8月の前線に伴う大雨
2019年9月	令和元年台風15号
2019年10月	令和元年台風19号
2020年7月	令和2年7月豪雨
2021年7月	熱海市伊豆山地区土砂災害

災害支援ナースの活動形態(N=47)

